

PROLEG:論理プログラミングをベースとした 民事訴訟における要件事実論の実装*

PROLEG: Implementing the Presupposed Ultimate Fact Theory of Japanese Civil Code by Logic Programming

佐藤 健^{1†}, 浅井 健人, 古川 昂宗¹, 久保田 理広,
中村 恵, 西貝 吉晃¹, 白川 佳, 高野 千明

¹ 国立情報学研究所および総研大

¹ National Institute of Informatics and Sokendai

Abstract: “Presupposed Ultimate Fact Theory” is a theory of decision making by judges in civil court. This theory attaches “burden of proof” to each ultimate fact in order to make a decision even if the fact is “non liquet”, that is, the state which we cannot conclude that the ultimate fact is true or not even after considering all available pieces of evidence. We are implementing “Presupposed Ultimate Fact Theory” by using a correspondence between the burden of proof and “negation as failure” in logic programming. This paper reports an implementation of knowledge representation language PROLEG (PROlog-based LEGal) for “Presupposed Ultimate Fact Theory”.

1 はじめに

要件事実論 [1, 6] とは、民事裁判において情報が不完全な状況下でも裁判官が判決を出せるように、民法の条文から得られる各要件に証明責任を付加させたものである。以前、我々は、この要件事実論について論理プログラムにより意味論を与えた [3, 4] が法曹に説明するときに論理プログラムの意味を説明しなければならず、法曹による理解を困難にさせていた。本論文では、この論理プログラムによる知識表現よりも、法曹がより理解しやすい知識表現として PROLEG (PROlog based LEGal reasoning support system) を提案する。

2 要件事実論とは

民法は、当事者間の民事的な権利や義務を定めている法律であり、その法律を適用するにあたり、完全情報を仮定して、ある法律上の要件が（例外状況でないことを含めて）満たされればその結論が生じることを決めている。

たとえば、家を賃貸していた場合、賃借人が賃貸人に無断で他の人に転貸したときには、賃貸人は賃借人

との賃貸借契約の解除ができる¹。この場合、民法 612 条を適用するためには、以下の事実が存在していなければならない。

- 賃貸人・賃借人間で賃貸借契約が締結されたこと。
- 賃貸人の家を賃貸借契約に基づき賃借人に引き渡したこと。
- 賃借人・転借人間で賃貸人の家（の全部または一部）について賃貸借契約が締結されたこと。
- 賃借人が転借人に家（の全部または一部）を賃貸借契約に基づき引き渡したこと。
- 転借人がその家（の全部または一部）を使ったこと。
- 賃貸人が賃借人に対して賃貸借契約の解除の意思表示をしたこと。
- 賃貸人が賃借人に対して転貸借について承認を与えていなかったこと。
- 転貸借が背信行為とはいえない特段の事情がないこと。

最初の要件である「賃貸人・賃借人間に賃貸借契約が締結されていたこと」という要件は、契約の解除の前提としてその解除の対象となる契約がなければなら

*本論文は、[5] の日本語訳縮小版に加筆したものである。この研究は、浅井、久保田、中村、白川、高野が NII の研究員であったときになされた。

†連絡先：国立情報学研究所
〒101-8430 千代田区一ツ橋 2-1-2
E-mail: ksatoh@nii.ac.jp

¹民法第 612 条第 1 項 賃借人は、賃貸人の承諾を得なければ、その賃借権を譲り渡し、又は賃借物を転貸することができない。第 2 項 賃借人が前項の規定に違反して第三者に賃借物の使用又は収益をさせたときは、賃貸人は、契約の解除をすることができる。

いから必要である。この要件はそれだけみれば自然な要件のように見えるが、実は契約が締結されるためには、貸貸人・賃借人が未成年者でない等、契約をする法的な能力（民法では「行為能力」と呼んでいる。）があることが前提になっていたり、その契約について当事者間でその契約の意思の合致があることが前提になっていたりしている。このような、民法のところどころにあるすべての関連する前提が成立して初めて賃貸借契約が成立することになる。同様のことが他の要件にもいえ、それらすべての前提を満たした場合に、無断転貸を理由に賃貸借契約を解除できるのである。この例から、民法は、上記のような要件の成立・不成立が確定したときに、どのような権利や法律効果が成立するのかを決めていることがわかる。

これに対して、実際の裁判においては、民法における要件の成立・不成立が証拠不十分などの状況により完全に確定できないことがありうる。演繹論理的に完全に正しい結論を出そうとするならば、この場合には、要件の成否は「わからない」と答えるほかない。しかし、裁判所は裁判の当事者（原告・被告）に対して、その裁判上の紛争について判決を示す応答義務があるため、「わからない」という答えではすまないのである。このため、そのような不完全な状況下で判決を下すため、裁判所は、あらかじめ、ある要件が真偽不明の場合に備え、デフォルトの真偽値を用意している。そして民事訴訟においては、そのデフォルト値が不利になる当事者の側にその事実についての証明責任があるという。正確に言えば、証明責任とは、当事者の側から見ると事実が真偽不明の場合に実体法の適用または不適用が指示される結果、当事者の一方が負う危険ないし不利益のこととされている [8](p.459)。これは、上のように裁判所が不完全情報下でも結論が出せるように各要件にデフォルト値を用意したことが原因となっている。つまり、そのデフォルト値に沿って結論（判決）が下されると不利になる側が、裁判に勝つために、そのデフォルト値に沿った判断を下されないように、その否定に相当する事実を証明しなければならないということである。

上の転貸借の例でいえば、「貸貸人・賃借人間で賃貸借契約が締結されたこと。」「貸貸人の家を賃借人に引き渡したこと。」「賃借人・転借人間で貸貸人の家（の一部）について賃貸借契約が締結されたこと。」「賃借人が転借人に家（の一部）を引き渡したこと。」「転借人がその家（の一部）を使ったこと。」は、もし証拠調べをしてもその真偽値が不明の場合にデフォルト値は偽と設定されている。そうすると、これらすべてを真と証明しない限り、賃貸借契約を解除できないことになる。すなわち、貸貸人が裁判を起こした場合は、その証明に失敗すると敗訴することになる。当事者の側から見れば、貸貸人は上記の要件についての証明責任

を負うことになる。さらに、「貸貸人が賃借人に対して転貸借について承認を与えていなかったこと。」や「転貸借が背信行為とはいえない特段の事情がないこと。」のデフォルト値は真と設定されている。したがって、これらの2つの要件については、契約解除の要件を満たすことが仮定されるため、貸貸人側はこれらについての証明をする必要はなく、「転貸借の承認を与えていたこと。」または「転貸借が背信行為とはいえない特段の事情があること。」の証明を行う必要が賃借人側にあることになる。

このような考え方によると、民法の各条文の各要件について、どの要件の真偽値が真又は偽に仮定されるのかが問題になる。もし、あらかじめデフォルト値がわかっていなければ、当事者はどちらが証明責任を負うかわからないので、当事者はどの要件について証拠を集めるかなどの立証活動の計画を立てることができず、裁判が混乱してしまう。このため、裁判所では、あらかじめデフォルト値を決めておくという努力をしており、司法研修所は「要件事実論」[1, 6]という理論を研究・開発している。要件事実論では、民法の各条文の各要件に該当する事実について当事者が主張立証活動を行い、その結果として裁判所がその事実の存否について認定し、それに対応する要件の真偽値を決める。もし、真偽値が不明なものがあれば、証明責任に基づいて、その要件の成立不成立を仮定的に定める。それによりすべての要件の真偽値を決定することで、民法の条文を適用できることになり、それらの条文を適用することで判決を決めることになる。

3 論理プログラミングに基づいた法的推論支援システム:PROLEG

筆者らは、以前、この要件事実論 [1] の数学的意味論を与えた [3, 4]。この数学的意味論は、我々が発見した証明責任と論理プログラミングにおける「失敗による否定」(Negation As Failure) の対応関係に基づいており、要件事実論を論理プログラムに変換できることを示したものである。しかし、法曹に、この論理プログラムをそのまま使わせて法的推論をするシステムを提供したとしても、論理プログラミングの意味論を理解する必要があるため、導入は難しいと考えられた。一方、要件事実論の研究者である伊藤 [1] は、オープン理論という推論方式を提案している。そこでは、法的ルールは以下の2つのカテゴリーに分けられる。

- その条件が満たされれば「通常」結論が導かれるルール
- そのルールに対する例外的なルール

伊藤は、後者のルールの子条件の真偽値を「オープン」と呼び、相手方がその条件が真であることを証明しない限りは、その例外状況を考えずに、あたかも前者のルールのみが存在するとして演繹推論を行う方式を提案している。

上の無断転貸借の例でいえば、「貸貸人が賃借人に対して転貸借について承認を与えていたこと。」や「転貸借が背信行為とはいえない特段の事情があること。」は、すべて無断転貸借解除の例外であるため、被告がそれを主張しない限り「ない」ものと扱い、それ以外の条件のみが満たされたときに無断転貸借解除が認められることになる。

そこで、上記の法曹における推論をシミュレートするために、論理プログラムを要件事実論の知識表現として直接用いるのではなく、論理プログラムの上に、シミュレート用の知識表現を用意し、論理プログラムによって書かれたメタインタプリタでその知識表現上の推論を実現することを考えた。なぜならば、要件事実論では、上のオープン理論のような推論の方式を用いており、それに法曹が慣れているので、そのような知識表現を使えば、我々のシステムを使うことに抵抗が少ないので導入が容易になると考えたからである。この要件事実論特有の形式を用いた法的知識表現システムが PROLEG である。

PROLEG においては、法律知識のうち、通常の結論を導くルールと例外ルールを分けて表現するようにする。上の無断転貸借の例は以下のように表現される。

無断転貸解除 (Lender, Borrower, T_cancel) <=
 貸貸借契約成立 (Lender, Borrower),
 引渡し (Lender, Borrower),
 貸貸借契約成立 (Borrower, ExBorrower),
 引渡し (Borrower, ExBorrower),
 使用収益 (ExBorrower),
 解除の意思表示 (Lender, Borrower, T_cancel).

例外事由 (無断転貸解除 (Lender, Borrower, T_cancel),
 転貸承諾 (Lender, Borrower, T_accept)).
 例外事由 (無断転貸解除 (Lender, Borrower, T_cancel),
 背信性なしの評価根拠事実).

転貸承諾 (Lender, Borrower, T_cancel) <=
 転貸承諾日 (Lender, Borrower, T_accept),
 先立つ日 (T_accept, T_cancel).

背信性なしの評価根拠事実 <=
 背信性なしの評価根拠事実にあたる事情 (Fact).

例外事由 (背信性なしの評価根拠事実,
 背信性なしの評価障害事実)

背信性なしの評価障害事実 <=

背信性なしの評価障害事実にあたる事情 (Fact).

上で、'<=' のルールが通常の結論を導くルールであり、'<=' の左側の条件が満たされる場合に「通常は」右側の結論が満たされることを示している。ただし「例外事由 (結論、例外事由名)」という述語により、たとえ通常の結論を導くルールの各条件が満たされたとしても、例外事由名が結論として表されているルール (上でいえば、「転貸承諾」のルールや「背信性なしの評価根拠事実」のルール) の条件が満たされると、その結論は成立しないことを表す。さらに例外事由のルールは「通常」の例外ルールであって、さらにその例外の例外を「例外事由」述語で表わすこともできる (上で言えば「背信性なしの評価障害事実」がそれに当たる)。

次に、ルールの各条件が満たされるかどうかについては、民事訴訟法の手続に従った。そのため PROLEG システムでは、4 種類の述語 (「主張」、「証拠提出」、「証明度到達」、「自白」) を導入した。「主張」、「証拠提出」、「自白」は訴訟活動を行っている間に両当事者が行った訴訟行為を表し、「証明度到達」は裁判官の要件事実についての心証を表す。

- “主張 (F, P)” は、当事者の一方 P が要件事実 F を訴訟活動中に主張したことを表す。
- “証拠提出 (F, P)” は、当事者の一方 P が要件事実 F についての証拠を訴訟活動中に提出したことを表す。
- “自白 (F, P)” は、当事者の一方 P が自分に不利な事実 F が真であることを認めることを表す。
- “証明度到達 (F)” は、当事者の訴訟活動によって裁判官が要件事実 F について真であるという心証を形成したことを表す。

民事訴訟においては、弁論主義により、両当事者は、最初に裁判所に対して証明してほしい要件事実を主張する必要がある。さもなければ、主張されていない事実は裁判所によって取りあげてもらえない。これを「主張責任」と呼ぶが、PROLEG では、主張 (F, P) により、 P がそのような要件事実 F の主張を訴訟活動中にやって行ったことを表すことにした。さらに我々は、その主張に伴って証拠を提出する責任の遂行も表現できるようにした。これが証拠提出 (F, P) である。このどちらかの責任が果たされなければ、その事実は裁判所によって考慮されることはない。そしてこれらの責任が果たされ、かつ証明度到達 (F) が満たされた場合に、その要件事実 F が真とみなされる。さらに、民事訴訟においては、上記の責任が果たされていなくても反対当事者 O が自分に証明責任のない要件事実 F が真であると認めた場合には、裁判所はそれを真とみなす。

この行為を自白 (F, O) で表すことにした。これらの述語は、法曹が訴訟行為として行っている行為に対応しており、法曹に使いやすいシステムとなっているのではないかと考える。

4 PROLEG の実行アルゴリズムについて

PROLEG の主機能は、要件事実ルールとその事件での事実を組み合わせて与えられた法的な結論が導かれるかどうかをチェックするシステムである。さらに、その結論がどのような推論によって得られたかを示す過程も出力する。

PROLEG のメタインタプリタのアルゴリズムを図 1 に示す。結論を表すゴール G が与えられると、メタインタプリタは $\text{prove}(\{G\}, P)$ を呼び出す。そして、 G と単一化可能なルールがあるかどうかをチェックする。そして、再帰的にそのルールのボディの各条件が導かれるかどうかをチェックする。そして条件が要件事実該当した場合には、証明度到達 (F) または自白 ($F, \text{opposite}(P)$) が満たされればその条件は導かれたことになる。ここで $\text{opposite}(P)$ は P の反対当事者である。なお、もしこの F について主張 (F, P)、証拠提出 (F, P) または自白 ($F, \text{opposite}(P)$) がすべて fact ベースになくしてはならない。さもなければ、そのルールについてはチェックされない。これを実現するために、まず仮にルールを展開していき、主張 (F, P)、証拠提出 (F, P) または自白 ($F, \text{opposite}(P)$) があるかを先にチェックするようにしてある。これにより、出力される過程のルールはすべて現実の事例における定数に置き換わるようになっている。

次に、すべての条件が導かれた場合には、例外条件が満たされるかどうかをチェックする。もし例外条件がなければ、その結論は導かれ、原告が勝訴する。もし、例外があるとき、言い換えれば、 H と単一化可能である A を持つ例外事由 (A, E) がルールベースにあれば、例外 E が導かれるかどうかをチェックする。これは、 $\text{prove}(\{E\}, \text{opposite}(P))$ が成功するかどうかによって実行される。もし、例外 E が導かれれば、結論は導かれないことになる。

Appendix A で定義された無断転貸による契約解除の実行トレースを Appendix B に示す。

5 おわりに

本稿では要件事実論の論理プログラミングによる定式化を実現するために要件事実論で使われている知識表

現にできるだけ一致するような法的知識表現言語 PROLEG について提案を行った。

なお、本研究に関連する研究としては法的エキスパートシステムの研究がある [2, 7, 9] が、これらの研究では、上記のような証明責任を付加したシステムとなっておらず、また、特定の法領域に特化したものであるのに対し、PROLEG は少なくとも民法全般に適用可能な知識表現言語であり、さらに、要件事実論という司法研修所で開発された、より実際の法的推論に近い理論に基づいているので、実用に近いものであることが異なると考えている。

今後の課題としては、民法の要件事実を網羅的に PROLEG で表現し、有効性を検証すること、PROLEG が実際に法曹に使いやすい言語であるかを検証すること、PROLEG の述語名や引数の構造を系統的に決めていく方法の研究がある。

参考文献

- [1] 伊藤滋夫, 要件事実講義, 商事法務 (2008)
- [2] McCarty, L. T., Sridharan, N. S., and Sangster, B. C., "The Implementation of TAXMAN II: An Experiment in Artificial Intelligence and Legal Reasoning," Report LRP-TR-2, Rutgers University (1979).
- [3] Satoh, K., Kubota, M., Nishigai, Y., Takano, C., "Translating the Japanese Presupposed Ultimate Fact Theory into Logic Programming", Proc. of JURIX 2009, pp.162-171 (2009).
- [4] 佐藤 健, 民法の証明責任と論理プログラミングの関係について, 第 79 回 人工知能基本問題研究会資料.
- [5] Ken Satoh, Kento Asai, Takamune Kogawa, Masahiro Kubota, Megumi Nakamura, Yoshiaki Nishigai, Kei Shirakawa, Chiaki Takano, "PROLEG: An Implementation of the Presupposed Ultimate Fact Theory of Japanese Civil Code by PROLOG Technology", Proc. of JURISIN 2010, pp. 29-40 (2010).
- [6] 改訂問題研究要件事実, 司法研修所編, 法曹会 (2007).
- [7] Sergot, M.J., Sadri, F., Kowalski, R.A., Kriwaczek, F., Hammond, P., and Cory, H.T., "The British Nationality Act as a Logic Program", CACM, 29(5):370-386 (1986).
- [8] 高橋宏志, 重点講義民事訴訟法 上, 有斐閣 (2005).
- [9] Yoshino, H., "On the Logical Foundations of Compound Predicate Formulae for Legal Knowledge Representation", Vol. 5, No.1-2, pp. 77 - 96 (1997).

```

prove( $S,P$ ) goal set  $S$ ; party  $P$ ;
begin
  if  $S == \emptyset$  return(true);
  select an atom  $A \in S$ ;
  if  $A$  is an ultimate fact s.t. 証明度到達 ( $F$ ) or 自白 ( $F, \text{opposite}(P)$ ) is in a factbase
    and  $F$  is unifiable with  $A$  then
    begin
       $S := S - \{A\}$ ; return(prove( $S,P$ ))
    end
  else if  $A$  is an intermediate concept then
  begin
    select a rule  $H \Leftarrow B_1, \dots, B_n$ 
      whose head matches  $A$  with  $H$  by most general unifier  $\theta$ ;
    if such a rule does not exist then return(false);
    select  $\delta$  s.t. alleged_and_having_evidence( $(B_1, \dots, B_n)\theta, P$ ) returns  $\delta$ ;
     $S := (S - \{A\} \cup \{B_1, \dots, B_n\})\theta\delta$ ;
    if prove( $S,P$ )==true then
    begin
      for every 例外事由 ( $G,E$ ) s.t.  $A\theta\delta$  is unified with  $G$  by most general unifier  $\eta$ 
        if prove( $\{E\theta\delta\eta\}, \text{opposite}(P)$ )==true then return(false)
      return(true)
    end
  end
  else return(false);
end

alleged_and_having_evidence( $S,P$ ) goal set  $S$ ; party  $P$ ;
begin
  if  $S == \emptyset$  return( $\varepsilon$ ); /*  $\varepsilon$  is an empty substitution. */
  select an atom  $A \in S$ ;
  if  $A$  is an ultimate fact s.t.
    (主張 ( $F, P$ ) and 証拠提出 ( $F, P$ )) or 自白 ( $F, \text{opposite}(P)$ )
    is in a factbase and  $F$  is unifiable with  $A$  by most general unifier  $\theta$  then
  begin
     $S := S - \{A\}$ ;
     $\delta = \text{alleged\_and\_having\_evidence}(S,P)$ ;
    return( $\theta\delta$ )
  end
  else if  $A$  is an intermediate concept then
  begin
    select a rule  $H \Leftarrow B_1, \dots, B_n$ 
      whose head matches  $A$  with  $H$  by most general unifier  $\theta$ ;
    if such a rule does not exist then return(false);
     $S := (S - \{A\} \cup \{B_1, \dots, B_n\})\theta$ ;
     $\delta = \text{alleged\_and\_having\_evidence}(S,P)$ ;
    return( $\theta\delta$ )
  end
end

```

図 1: Algorithm of PROLEG Meta-Interpreter

Appendix A: PROLEG の fact ベース

主張（賃貸借契約成立（原告，被告），原告）.
証拠提出（賃貸借契約成立（原告，被告），原告）.
証明度到達（賃貸借契約成立（原告，被告））.
主張（引渡し（原告，被告），原告）.
証拠提出（引渡し（原告，被告），原告）.
証明度到達（引渡し（原告，被告））.
主張（賃貸借契約成立（被告，訴外 A），原告）.
証拠提出（賃貸借契約成立（被告，訴外 A），原告）.
証明度到達（賃貸借契約成立（被告，訴外 A））.
主張（引渡し（被告，訴外 A），原告）.
証拠提出（引渡し（被告，訴外 A），原告）.
証明度到達（引渡し（被告，訴外 A））.
主張（使用収益（訴外 A），原告）.
証拠提出（使用収益（訴外 A），原告）.
証明度到達（使用収益（訴外 A））.
主張（解除の意思表示（原告，被告，平成 21 年 6 月 18 日），原告）.
証拠提出（解除の意思表示（原告，被告，平成 21 年 6 月 18 日），原告）.
自白（解除の意思表示（原告，被告，平成 21 年 6 月 18 日），被告）.
主張（転貸承諾（原告，被告），被告）.
証拠提出（転貸承諾（原告，被告），被告）.
主張（転貸承諾日（原告，被告，平成 19 年 12 月 6 日），被告）.
証拠提出（転貸承諾日（原告，被告，平成 19 年 12 月 6 日），被告）.

主張（背信性なしの評価根拠事実にあたる事情（毎日の使用時間が短時間），被告）.
証拠提出（背信性なしの評価根拠事実にあたる事情（毎日の使用時間が短時間），被告）.
証明度到達（背信性なしの評価根拠事実にあたる事情（毎日の使用時間が短時間））.

主張（背信性なしの評価障害事実にあたる事情（転借人の使用に関して苦情あり），原告）.
証拠提出（背信性なしの評価障害事実にあたる事情（転借人の使用に関して苦情あり），原告）.
証明度到達（背信性なしの評価障害事実にあたる事情（転借人の使用に関して苦情あり））.

Appendix B: PROLEG の実行トレース

原告は「無断転貸解除（原告，被告，平成 21 年 6 月 18 日）」という主張をする。

「無断転貸解除（原告，被告，平成 21 年 6 月 18 日）」の証明には、以下の要件を満たす必要がある

- 要件 1: 賃貸借契約成立（原告，被告）
- 要件 2: 引渡し（原告，被告）
- 要件 3: 賃貸借契約成立（被告，訴外 A）
- 要件 4: 引渡し（被告，訴外 A）
- 要件 5: 使用収益（訴外 A）
- 要件 6: 解除の意思表示（原告，被告，平成 21 年 6 月 18 日）

原告は「賃貸借契約成立（原告，被告）」の証明を行った。

「賃貸借契約成立（原告，被告）」の心証度は証明度を超えている。

原告は「賃貸借契約成立（原告，被告）」の証明に成功した。

原告は「引渡し（原告，被告）」の証明を行った。

「引渡し（原告，被告）」の心証度は証明度を超えている。

原告は「引渡し（原告，被告）」の証明に成功した。

原告は「賃貸借契約成立（被告，訴外 A）」の証明を行った。

「賃貸借契約成立（被告，訴外 A）」の心証度は証明度を超えている。

原告は「賃貸借契約成立（被告，訴外 A）」の証明に成功した。

原告は「引渡し（被告，訴外 A）」の証明を行った。

「引渡し（被告，訴外 A）」の心証度は証明度を超えている。

原告は「引渡し（被告，訴外 A）」の証明に成功した。

原告は「使用収益（訴外 A）」の証明を行った。

「使用収益（訴外 A）」の心証度は証明度を超えている。

原告は「使用収益（訴外 A）」の証明に成功した。

被告は、相手方の事実主張「解除の意思表示（原告，被告，平成 21 年 6 月 18 日）」を認めた。

被告は「無断転貸解除（原告，被告，平成 21 年 6 月 18 日）」に対する抗弁として「転貸承諾（原告，被告，平成 21 年 6 月 18 日）」を主張する。

被告は「転貸承諾（原告，被告，平成 21 年 6 月 18 日）」という主張をする。

「転貸承諾（原告，被告，平成 21 年 6 月 18 日）」の証明には、以下の要件を満たす必要がある

- 要件 1: 転貸承諾日（原告，被告，平成 19 年 12 月 6 日）
- 要件 2: 先立つ日（平成 19 年 12 月 6 日，平成 21 年 6 月 18 日）

被告は「転貸承諾日（原告，被告，平成 19 年 12 月 6 日）」の証明を行った。

被告は「転貸承諾日（原告，被告，平成 19 年 12 月 6 日）」の証明に失敗した。

被告の「転貸承諾（原告，被告，平成 21 年 6 月 18 日）」という主張は認められなかった。

被告の「無断転貸解除（原告，被告，平成 21 年 6 月 18 日）」に対する抗弁である「転貸承諾（原告，被告，平成 21 年 6 月 18 日）」は認められなかった。

被告は「無断転貸解除（原告，被告，平成 21 年 6 月 18 日）」に対する抗弁として「背信性なしの評価根拠事実」を主張する。

被告は「背信性なしの評価根拠事実」という主張をする。

「背信性なしの評価根拠事実」の証明には、以下の要件を満たす必要がある

要件 1: 背信性なしの評価根拠事実にあたる事情（毎日の使用時間が短時間）

被告は「背信性なしの評価根拠事実にあたる事情（毎日の使用時間が短時間）」の証明を行った。

「背信性なしの評価根拠事実にあたる事情（毎日の使用時間が短時間）」の心証度は証明度を超えている。

被告は「背信性なしの評価根拠事実にあたる事情（毎日の使用時間が短時間）」の証明に成功した。

原告は「背信性なしの評価根拠事実」に対する抗弁として「背信性なしの評価障害事実」を主張する。

原告は「背信性なしの評価障害事実」という主張をする。

「背信性なしの評価障害事実」の証明には、以下の要件を満たす必要がある

要件 1: 背信性なしの評価障害事実にあたる事情（転借人の使用に関して苦情あり）

原告は「背信性なしの評価障害事実にあたる事情（転借人の使用に関して苦情あり）」の証明を行った。

「背信性なしの評価障害事実にあたる事情（転借人の使用に関して苦情あり）」の心証度は証明度を超えている。

原告は「背信性なしの評価障害事実にあたる事情（転借人の使用に関して苦情あり）」の証明に成功した。

原告の「背信性なしの評価障害事実」という主張は認められた。

原告の「背信性なしの評価根拠事実」に対する抗弁である「背信性なしの評価障害事実」は認められた。

被告の「背信性なしの評価根拠事実」という主張は認められなかった。

被告の「無断転貸解除（原告，被告，平成 21 年 6 月 18 日）」に対する抗弁である「背信性なしの評価根拠事実」は認められなかった。

原告の「無断転貸解除（原告，被告，平成 21 年 6 月 18 日）」という主張は認められた。